

第 4 号様式

簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型・単体発注）

参 加 説 明 書

沖縄県土木建築部公告土建第 856 号（令和 7 年 9 月 22 日）の「令和 7 年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名 令和 7 年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務

(2) 履行場所 沖縄県内全域

(3) 業務の目的

本事業は、地震による建築物等の倒壊から県民生命や財産を保護するために、簡易診断技術者等派遣の実施、既存ブロック塀等調査技術者派遣の実施、相談窓口の設置等を行い、それらの周知をすることで、建築物等への耐震化に関する意識を向上させ、耐震化促進を図ることを目的とする。

(4) 業務内容

別紙特記仕様書による。

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 6 日まで

(6) 業務量の目安 7,056,500 円（税込み）以下

(7) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア (4) の業務に係る報告書 1 部

イ 上記の電子データ 1 部（CD 等に収納）

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

イ 建築に関する技術及び関係法令を熟知し、かつ過去に建築物の耐震診断業務又は同種業務・類似業務の実績があること。（建築物の耐震診断業務、同種業務、類似業務とも日本国内における国・地方公共団体から委託を受けた業務の実績とする。以下同じ。）

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

オ 沖縄県内に本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）又は営業所があること。

カ 建築士法第 23 条の規定に基づく建築士事務所登録を行っていること。

キ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。

(2) 企業、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2 (2) イに掲げる基準を満たす管理技術者、及び 2 (2) ウに掲げる技術基準を満たす担当技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種業務・類似業務の実績

以下に示す同種業務・類似業務について、平成 27 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、同種業務又は類似業務については 1 件以上の実績を有さなければならない。

ア 同種業務：建築構造に係る技術者派遣業務、建築構造に係る相談窓口業務のいずれか

イ 類似業務：建築物に係る技術者派遣業務、建築物に係る相談窓口業務のいずれか

イ 配置予定管理技術者の資格に関する要件

(ア) 一級建築士であり、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア 構造設計一級建築士

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省第 28 号）第 5 条第 1 項第 1 号に

定める耐震診断資格者

c 沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者

(4) 同種業務・類似業務の実績

以下に示す同種業務・類似業務について、平成 27 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、同種業務又は類似業務については 1 件以上（類似業務における建築物の耐震診断業務（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第 2 条(1)に規定する評価機関においては耐震診断評価業務を含む。）については 5 件以上）の実績を有さなければならない。

a 同種業務：建築構造に係る技術者派遣業務、建築構造に係る相談窓口業務のいずれか

b 類似業務：建築物に係る技術者派遣業務、建築物に係る相談窓口業務、建築物の耐震診断業務のいずれか

ウ 配置予定担当技術者の資格に関する要件

(ア) 以下のいずれかの資格保有者であること

a 一級建築士

b 二級建築士

c 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省第 28 号）第 5 条第 1 項第 1 号に定める耐震診断資格者

d 沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者

3 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

(1) 選定するための基準

評価項目	選定の着目点		選定基準
		判断基準	
参加表明者（企業）の経歴	参加要件	(別記様式－ 2) ①下記ア～オの要件を全て満たしている。 ②下記ア～オの要件を満たしていない。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当していないこと。 イ 建築に関する技術及び関係法令を熟知し、かつ過去に建築物の耐震診断業務又は同種業務・類似業務の実績があること。（建築物の耐震診断業務、同種業務、類似業務とも日本国内における国・地方公共団体から委託を受けた業務の実績とする。以下同じ。） ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。 エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。 オ 沖縄県内に本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）又は営業所があること。 カ 建築士法第 23 条の規定に基づく建築士事務所登録を行っていること。	②の場合は選定しない。
専門技術能力	成果の確実性（業務実績）	(別記様式－ 3) 過去10年間の同種業務・類似業務等の実績があるか。 ①平成27年度以降に同種業務の実績がある。 ②平成27年度以降に類似業務の実績がある。 ③上記に該当しない。	③の場合は選定しない。
予定管理技術	技術者資格等要件	(別記様式－ 4) 配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を要する資格保有者であるか。 ① 一級建築士かつ構造設計一級建築士 ② 一級建築士かつ建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7	④の場合は選定しない。

者の経験及び能力		年建設省第28号) 第5条第1項第1号に定める耐震診断資格者 ③ 一級建築士かつ沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者 ④ 上記に該当しない。	
予定担当技術者の経験及び能力 資格要件	技術者資格等	(別記様式－4) 配置予定担当技術者は、以下のいずれかの資格を要する資格保有者であるか。 ① 一級建築士 ② 二級建築士 ③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省第28号）第5条第1項第1号に定める耐震診断資格者 ④ 沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者 ⑤ 上記に該当しない。	⑤の場合は選定しない。

(2) 技術提案書の提出要請する者の選定は、参加表明書の提出期限の日以降に行うものとし、その結果は令和7年10月6日(月)(予定)までに通知する。

4 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア 管理技術者の経験及び能力

評価項目		評価の着目点	技術評価点
		判断基準	書面
業務遂行体制	専門分野の技術者資格	(別記様式－6) ・配置予定管理技術者資格 ①構造設計一級建築士 ②建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省第28号）第5条第1項第1号に定める耐震診断資格者 ③沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者	①16 ②10 ③5
業務執行技術力	成果の確実性	(別記様式－6、7) ・配置予定管理技術者の過去10年間の建築物の耐震診断業務の実績 ①建築物の耐震診断業務の実績が15件以上ある。 ②建築物の耐震診断業務の実績が10件から14件ある。 ③建築物の耐震診断業務の実績が5件から9件ある。 ④建築物の耐震診断業務の実績が4件以下。 記載する業務は20件以内とする。	①7 ②5 ③3 ④0
		(別記様式－6、8) ・配置予定管理技術者の過去10年間の同種又は類似業務(建築物の耐震診断業務除く)等の実績 ①平成27年度以降に同種業務の実績がある。 ②平成27年度以降に類似業務(建築物の耐震診断業務除く)の実績がある。 ③上記に該当しない。 記載する業務は3件以内とする。	①7 ②5 ③0
小計		満点の点数	30

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術評価点
		判断基準	書面
実施方針・実施フロー・工程表その他（別記様式－９）	業務理解度	・ 目的、条件、内容の理解度が高いか。 ・ 技術評価点 0 点の場合は非特定	20・15・10・5・0
	実施手順	・ 全体の業務実施手順計画の妥当性が高いか。 ・ 個々の業務内容の工程計画の妥当性が高いか。 ・ 技術評価点 0 点の場合は非特定	20・15・10・5・0
	その他	・ 業務の有益な代替案や円滑な実施に関する提案があるか。 ・ 技術評価点 0 点の場合は非特定	20・15・10・5・0
小計	満点の点数		6 0

ウ 評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術評価点
		判断基準	書面
評価テーマに対する技術提案（別記様式－１０）	的確性	・ 建築物及び既存ブロック塀等（補強CB造の塀）の構造基準の変遷、地域特性などの与条件との整合性が高いか。 ・ 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いか。 ・ 技術評価点 0 点の場合は非特定	15・10・5・0
	実現性	・ 提案内容に説得力があるか。 ・ 提案内容を裏付ける類似実績など明示されているか。 ・ 技術評価点 0 点の場合は非特定	15・10・5・0
小計	満点の点数		3 0
アからウの合計（満点）			1 2 0

エ 参考見積もりに関する事項

評価項目	評価の着目点		技術評価点
		判断基準	評価のウェイト
参考見積もり	業務コストの妥当性	・ 業務規模と大きく乖離がある場合は非特定 ・ 業務量の目安を超える金額の場合は非特定	－

(2) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書の評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、発注者と受託者の協議のうえ、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

5 参加表明書等に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 沖縄県土木建築部建築指導課 指導班
 電話番号 098-866-2413 FAX 098-866-3557

(2) 質問についての提出期間、提出方法及び場所

ア 期 間 参加表明書：令和 7 年 9 月 2 2 日（月）から令和 7 年 9 月 2 6 日（金）まで
 技術提案書：令和 7 年 1 0 月 6 日（月）から令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）まで

イ 受付時間 休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 場 所 上記(1)による。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参により提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 質問についての回答の方法

- ア 期 間 参加表明書関係：令和 7 年 9 月 3 0 日（火）正午以降
技術提案書関係：令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）正午以降
- イ 場 所 沖縄県土木建築部建築指導課ホームページに掲載する。
<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/shido/index.html>

6 各種手続等

(1) 参加表明書の提出等

- ア 参加希望者は、2 に掲げる参加資格確認及び技術提案書の提出要請を得るため、次に従い、参加表明書、確認資料等を提出しなければならない。
- イ 提出期間、提出場所及び方法
- (ア) 期 間 令和 7 年 9 月 2 2 日（月）から令和 7 年 1 0 月 2 日（木）まで
- (イ) 受付時間 休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- (ウ) 提出方法等 持参又は郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
- (エ) 提出部数 1 部
- (オ) 提出先 5 (1) の場所
- ウ 参加表明書の作成方法
参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式－1 を表紙として提出すること。
- エ 参加表明書の無効
本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の提出

参加資格の審査の結果、技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、技術提案書を提出することができる。

- ア 提出期間、提出場所及び提出方法
- (ア) 期 間 令和 7 年 1 0 月 6 日（月）から令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）まで
- (イ) 受付時間 休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- (ウ) 提出方法等 持参又は郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
- (エ) 提出部数 1 部
- (オ) 提出先 5 (1) の場所
- イ 技術提案書の作成方法
技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式－5 を表紙として提出すること。
- (ア) 実施方針・業務フロー等
業務の実施方針、業務フロー、工程計画、業務の有益な代替案や円滑な実施に関する提案について簡潔に記載すること。記載に当たっては、各様式のとおりの A 4 版 1 枚に記載すること。
- (イ) 評価テーマ
技術提案書を作成するにあたり、建築物及び既存ブロック塀等（補強 CB 造の塀）の構造基準の変遷や本県の地域特性をふまえた事業実施方法について
※評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、現場写真を用いることに支障はない。記載に当たっては、各様式のとおりの記載すること。
- ウ 技術提案書の無効
本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(3) 受託者の決定日

- 受託者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、決定日に変更がある場合には、技術提案書を提出した者に通知する。
- ア 日 時 令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）（予定）

7 契約保証金

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び委託契約書第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 1 号から第 6 号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部または一部を免除することができる。

8 支払条件

委託契約書による。

9 火災保険の要否

否

10 非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 非選定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所 5(1)の場所

ウ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

11 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受託者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

12 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。

(4) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(6) 企画提案書の評価の結果、全ての企画提案書の評価値が60点を超えない場合は該当なしとする。

(7) 技術提案書で提案された内容を発注者側の判断で行わないことがある。